

## 「岡山県社会的養育推進計画」（素案）に対する 県民意見等の募集結果について

令和6年11月27日（水）から令和6年12月26日（木）までの間、「岡山県社会的養育推進計画」（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の29件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

＜寄せられたご意見等と県の考え方＞ ※頁数は変更後の案の頁数を記載

### 1 計画素案全般

	意見の要旨	県の考え方
1	保健所設置市から始まり、政令指定都市となった岡山市、中核市となった倉敷市、権限移譲であった時期を含めて歴史を整理し、よりよい社会的養育推進計画が実行できるよう、チーム岡山で取り組んでいただくことを期待する。	計画の見直しに当たっては倉敷市にも検討会委員として参画いただいたほか、市町村にも意見をいただいた上で、岡山市と共同で策定することとしています。今後は計画の推進に向け、岡山市、倉敷市はもとより、市町村とも連携してまいります。
2	岡山市と倉敷市の間にある町については、地方自治法の事務委託や一部事務組合という選択肢も含めて研究していくことも必要だ。	事務委託や一部事務組合などの地方自治法に基づく事務の共同処理制度の活用については、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に判断されるものと考えます。

### 2 第1章 4 基本目標

	意見の要旨	県の考え方
3	(p.2) 「全て」とあるが、その他は「すべて」が多用されており、表記を統一すべき。	ご意見を踏まえ、表記を「すべて」に統一します。

### 3 第3章 第3節 社会的養護の状況

	意見の要旨	県の考え方
4	(p.12) 高橋慈本、坂本時雄の記述があるのであれば、最初の「済世顧問」（今の民生委員）となった藤井静一氏も記載するのがよい。	本項目は社会的養護の歴史に関する内容であることから、原案のままとします。

5	(p. 12 表) ルビがある施設が1つあるが、「南野」にもルビが必要ではないか。	ご意見を踏まえ、表のすべての施設名にルビを振ります。
6	(p. 13 表) 型について p. 52 に説明があるが、最初に記載のある p. 13 で説明をしたほうがよい。また、型に対する対応方針の記載も必要ではない。	ご意見を踏まえ、型の説明を追加します。また、型ごとの今後の整備目標については、p. 52 に記載しております。
7	(p. 15) 文脈から「除いた」との表現よりも「減じた」などの他の表現のほうがよい。	ご意見を踏まえ、「差し引いた」に修正します。

#### 4 第4章 第1節

##### 基本目標 子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築

	意見の要旨	県の考え方
8	(p. 19-22) 子どもの意見表明権（意見を聴かれる権利）の保障に関して、例えば「意見表明等支援員を養成・活用し、積極的に子どもの意見を聴ける体制を整備する」といった具体的な内容を記載することにより方向性を明確にしたい。	具体的な取組については、今後検討することとしており、関係者とも調整を図りながら進めてまいります。
9	(p. 20) 「エンパワーする」の意味が明確でない。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「自尊心等を回復し、高める」
10	(p. 22) 「子どもアドボカシー」の概念を記載すべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。（※下線部分を初出箇所（p. 22）に記載） 「子どもアドボカシー（ <u>子どもの意見表明等支援</u> ）」

## 5 第4章 第3節

### 基本目標 子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化

	意見の要旨	県の考え方
11	<p>(p. 27-31)</p> <p>実親との交流や親子関係再構築は子どもの希望や意見に沿って実施されるべきであり、児相が一方的に里親と里子に協力を要求してくるのは避けてほしい。</p>	<p>子どもが置かれている状況や背景は一人ひとり異なっているため、子どもの意見を聴き、希望やニーズに基づき支援を行うことが重要と考えており、本計画はその趣旨に基づき策定しています。計画では、子どもへの支援にあたっては、子どもの意見を聴かれる権利を保障し、子どもが表明した意見は支援に反映させることとしており、親子関係再構築に向けた支援についても、子どもの希望や意見を尊重して進めてまいります。</p>
12	<p>(P. 27-31)</p> <p>児童相談所の一時保護施設で肌着等が着まわしの状態になっており、配慮が必要ではないか。また、空きがなく定員いっぱいの状態を改善してもらいたい。</p>	<p>一時保護所における肌着の着回しについては、現在では、子どもに新しいものを用意するよう改善しています。肌着以外の衣服については、すべて新しいものを用意することは難しいところですが、今後も、子どもの意見聴取等を通じ、可能な限り環境改善を進めてまいります。また、子どものニーズに対して一時保護を安定的に受け入れられるよう、一時保護専用施設の整備の推進について計画に盛り込んでいます。</p>
13	<p>(p. 27-31、p. 50)</p> <p>社会的養育に関わる支援の基本である「ソーシャルワーク」という用語の具体的な意味や解釈を明確にするとともに、それを具現化するためにソーシャルワーク専門職の配置を充実させてほしい。さらに児童相談所職員等のこども家庭ソーシャルワーカー認定資格の取得目標設定値は県・市ともに1名と低く抑えられているため、少なくとも素案の2倍以上は専門性と</p>	<p>ご意見を踏まえ、「ソーシャルワーク」という用語の説明を初出箇所(p. 3)に記載します。また、ソーシャルワーク専門職の適正な人員配置については、児童相談所職員の配置標準の見直しを国へ要望しているところであり、児童相談所職員等のこども家庭ソーシャルワーカー認定資格の受講については、できるだけ多くの職員が受講できるよう努めてまいります。</p>

	質の担保に向けて取り組んでもらいたい。	
14	(p. 28) 中核市である倉敷市の児童相談所の未設置の記述については、より分かりやすい記述が必要だ。法律上、設置義務がないことから、中核市がいくつかあり、いくつか設置しているのかについての説明がほしい。	ご意見を踏まえ、中核市における児童相談所の設置状況について説明を追加します。 「国においては、中核市・特別区に児童相談所の設置を推進することとしていますが、本県の中核市である倉敷市においては未設置となっています。 <u>(令和6年4月1日現在、中核市62市のうち児童相談所設置市は4市)</u> 」
15	(p. 30) 「スーパービジョン」の説明が必要だ。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。(※下線部分を初出箇所(p. 30)に記載) 「スーパービジョン <u>(指導・教育)</u> 」
16	(p. 30) 中核市に児童相談所が新設されることで、専門職員以外の事務職員等の割合が高くなり体制や対応機能が整わないことや、児童相談所間の異動がないため、職員の経験値が積み上がらず質が向上しないことなどを懸念しているため、デメリットも念頭に置き検討をしてほしい。	中核市における児童相談所の設置にあたっては、必要な体制や支援の質が確保されるよう、ご意見も踏まえながら協議を進めてまいります。

## 6 第4章 第4節

### 基本目標 子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実

	意見の要旨	県の考え方
17	(p. 33) 「フォスタリング機関」について、最初に記載のあるところでの説明が望ましい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。(※下線部分を初出箇所(p. 33)に記載) 「フォスタリング機関 <u>(里親養育包括支援機関)</u> 」

## 7 第4章 第5節

### 基本目標 里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築

	意見の要旨	県の考え方
18	(p. 35-37) 未委託里親が子ども達と過ごす経験として、児童養護施設へのアルバイトを体験してもらうのはどうか。県から金銭面も含め、斡旋してもらえれば、施設にとっても里親にとってもマッチング解除予防にもよいと思う。	未委託里親も含めて里親同士が交流し支えあう関係づくりのための里親サロンの実施等を通じ、まずはレスパイト・ケアを依頼できる未委託里親の拡大を図っていきたいと考えております。ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
19	(p. 35-37) 家庭が整うまでのサポートを行うという里親の役割や、子どもが家庭環境で過ごすことの大切さについて、日頃からよく理解してもらうことで、里親の支援が必要になった時に子どもにとってよりよい環境を早期につくることができる。妊産婦生活援助事業の中で、実親の心に残るような取り組みをしてもいいのではないか。	里親の役割を広く県民に普及啓発していくことが重要と考えており、ご意見を踏まえ、様々な場面を通じ周知に努めてまいります。
20	(p. 35-37、p. 51) 2029年度までに乳幼児の里親等委託率を75%、学童期以降の里親等委託率を50%とすることが実現しようとする目標なのか否かが不明瞭だ。2020年計画で示された目標に達しておらず、ことに岡山市において顕著だ。2024年3月にこども家庭庁が通知した「現行計画の達成見込みや達成・未達成の要因分析」、「整備すべき見込量等についての整備・取組方針」に沿った書き込みが素案には全く見られず、この課題について当事者である社会的養護経験者の意見の反映も極めて不十分だ。	計画には里親等委託率を2029年度までに乳幼児は75%、学童期以降は50%とするよう年度ごとの目標を設定し、計画の指標として記載するとともに、里親支援体制の構築などの今後の取組や、2020年計画において目標未達成となった要因についても記載しています。また、社会的擁護経験者からの意見についても、計画に反映しています。指標については一覧にして計画の最後に記載しておりますので、ご意見を踏まえ、その旨の記載を追加します。
21	(p. 36) 養育支援計画等の作成にあたっては、児童相談所だけで決めるのではなく、里親の意見をもっと尊重し、一緒に相談しながら考えていくべきだ。	計画では、養育支援計画の作成にあたっては、子どもや実親、里親の意見を十分尊重しながら行うこととしており、ご意見を踏まえ、より丁寧に取

		組を進めてまいります。
22	(p. 37) 「レスパイト」の説明が必要だ。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「 <u>レスパイト・ケア（一時的な休息のための援助）</u> 」

## 8 第4章 第7節

### 基本目標 社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進

	意見の要旨	県の考え方
23	(p. 43) 「(3) 進学や就職の状況」の比率が何と何を比較しているのか不明瞭なため、分かりやすく記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、県内全体の高校生等と、県内の社会的養護を受けている高校生等の進学・就職状況を比較したものであることが分かるよう、表現を修正しました。
24	(p. 44) 里子が社会に出る際に里親は保証人になれず、子どもがつまりく要因にもなりかねないので、具体的な対応方法を考えてほしい。	県では、施設長や里親が保証人となった際の損害保険契約の保険料を補助する事業を通じ、身元保証人の確保を図り、児童等の社会的自立を支援するとともに、里親の抱える養育上のお悩みやお困りごとについては、児童相談所で相談対応を行っているところです。
25	(p. 44) 日本では、親権が強すぎて子どもの気持ちが優先されていないことがあるように思うので、子ども本人の気持ちを尊重した援助をしてほしい	計画では、児童相談所と養育者が協力し、子どもの意見を聴き、一人ひとりの進路支援計画を作成することとしており、子どもへの支援にあたっては、子どもから丁寧に意見を聴き、子どもの意見を尊重しながら支援してまいります。
26	(p. 44) 自立援助ホームは他県からの措置もあるが、地元からの措置が望ましい。児童養護施設から自立援助ホームに措置変更の際の情報やケース説明	措置変更にあたっては、児童相談所を中心に関係機関の連携が必要であるため、ケース会議の活用などにより、十分な情報交換を行ってまいりま

	が少ないため、施設間の継続的な情報交換の場が必要だ。	す。
--	----------------------------	----

## 9 前計画の達成見込み及び要因分析

	意見の要旨	県の考え方
27	(P. 47) 25 市町村は2村を除いた数と思われるが、27としたほうがよい。	現行計画において子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置市町村を、2022以降は25市町とすることを目標としていたものです。令和6年4月からは上記拠点及びセンターを見直し、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされたことから、新たな指標として設定しています。

## 10 指標（現状と年度ごとの目標）

	意見の要旨	県の考え方
28	(p. 49、52) 基本目標②と基本目標⑥の2か所に「妊産婦等生活援助事業の実施施設数」の目標があり、数字が違うが、県はどちらを目標として設定し進んでいくのか。県内の支援の必要性の高い妊産婦等に対する支援の一つとして、妊産婦等生活援助事業が実施されることを強く望む。	基本目標②の指標は、乳児院等の施設や民間団体等が事業者となったすべての妊産婦等生活援助事業所の数です。一方、基本目標⑥の指標は、本事業の事業者となった乳児院等の施設の数であり、国において乳児院等の多機能化を推進していることから、指標として設定しているものです。なお、支援を必要とする妊産婦への支援体制を構築するため、本事業の実施に向けた検討を行う旨を計画に盛り込んでいます。
29	(p. 51) 3歳未満の里親委託率を引き上げることとなっているが、働く里親が引き受けることができるよう、保育園の受け入れ枠を行政で確保してほしい。	国からも保育所等の優先利用の周知徹底に取り組むよう通知が出されているところであり、市町村への周知を図るとともに、児童相談所と市町村で連携し、里親の安定的な養育環境の整備に努めてまいります。